

貧困問題からみる生活保護制度

梶 純永

はじめに

2017年現在、富裕層と貧困層の二極化が進んでいる。正規雇用から非正規雇用への雇用の流動化、人口の高齢化、家族形態の変化等の社会の変化で貧困層が多様化し増加している。特に雇用の流動化は一生懸命働いても貧しいというワーキングプアという言葉を生み出した。日本の社会には社会保障として様々なセーフティーネットがはられている。しかしながら社会保険や社会福祉等のセーフティーネットからこぼれ落ちる人が増加している。そのこぼれ落ちた人を救う最後の砦として存在するのが公的扶助の役割を持つ生活保護制度である。しかしながらこの生活保護制度は貧困対策として機能しているとはいいづらい。

本論ではまず貧困とは何かということ踏まえた上で、現代の日本の貧困の特徴をとらえる。第2節では、海外の公的扶助について取り上げ、生活保護制度の概要について述べる。第3節では生活保護制度の現状や動向について分析する。第4節では生活保護制度が抱える問題点をみた上で、ドイツとスウェーデンの公的扶助を参考に、今後貧困対策として生活保護制度はどうあるべきかについて検討する。

第1節 日本をとりまく貧困

1.1 日本の高い貧困率

貧困が社会問題となっている。そもそも日本に広く存在する貧困とは何だろうか。まずはその概念を踏まえた上で現代の日本の貧困の特徴をとらえていく。

貧困について考える指標として、「絶対的貧困」と「相対的貧困」という2つの概念がある。「絶対的貧困」とは、飢餓水準あるいは生物的生存水準をもって最低生活とするという考え方である¹。つまり、人間として最低限の生活をも営むことができないような状態のことをいう。「相対的貧困」とは産業の発展や社会・文化の発展によって貧困ライン＝最低生活基準が変化するという考え方である²。つまり飢餓水準ではなく、社会の一員として生活していくことができるかということである。

OECD（経済協力開発機構）は相対的貧困率の作成基準を定めており、相対的貧困率は、貧困線（等価可処分所得³の中央値の半分の額）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を

¹ 金澤（2009）p. 2.

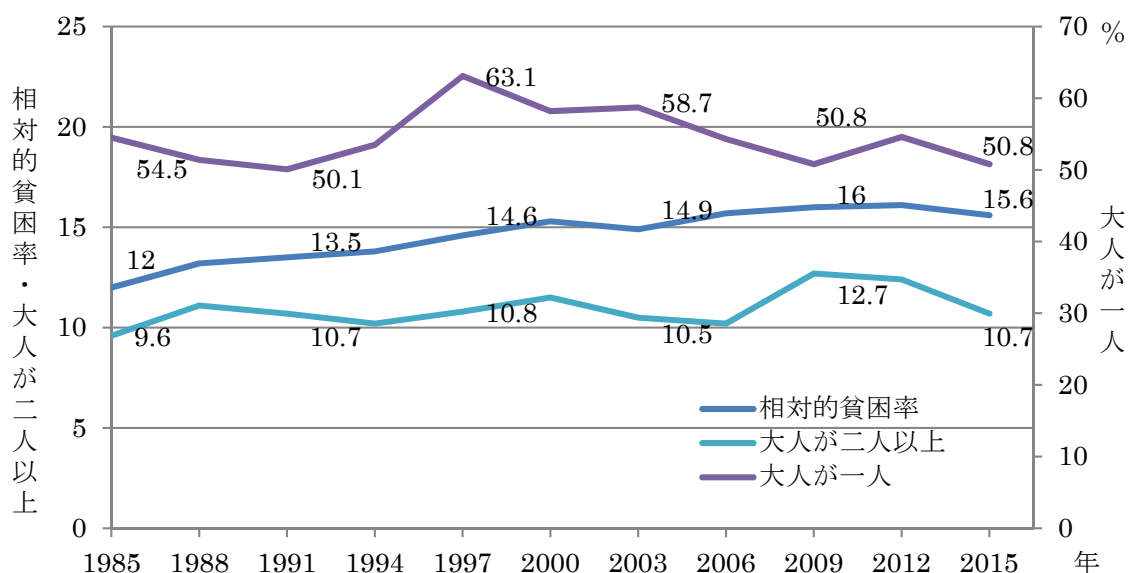
² 金澤（2009）p. 3.

³ 世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料を除いた額）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のこと。

指している⁴。厚生労働省（2015）「国民生活基礎調査」では、相対的貧困率が15.6%、貧困線が122万円となっており、相対的貧困率にある人は6人に1人と高い水準にあることが報告されている。加えて大人が2人以上の場合の相対的貧困率が10.7%なのに対して、大人が1人の場合は50.8%と顕著に高くなっている。（図1参照）ここから現代の日本にいかにかに広く貧困が存在しているかがわかる。

しかしながら、日本で高いとされる相対的貧困の基準は固定化しているものではなく、時代によって変化するものであるため、最低生活基準を明確にすることは難しい。そこで相対的貧困をどう捉えるかということから考えていきたい。

図1 貧困率の年次推移



（出所） 厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査の概況」より作成。

1.2 相対的貧困の捉え方

相対的貧困とはどれほどの所得水準・生活水準なのだろうか。日本では生活保護基準が最低生活水準として定められているが、その水準は日々変わっている。この水準は水準均衡方式により、一般世帯との対比で算定されているため具体的内容が明示されていない。そのため生活保護基準は高すぎる等の批判が度々巻き起こる。はっきりと最低生活水準が明確づけて固定されていない点に相対的貧困の捉えづらさがある。

絶対的貧困は少なくとも生きることはできるという基準であるのに対して相対的貧困は社会の一員として生活することができるかという基準である。タウンゼントは、貧困を「人々が社会で通常手に入れることのできる栄養、衣服、住宅、移住設備、就労、環境面や地理的な条件につ

⁴ 厚生労働省「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」。

いての物的な標準にこと欠いていたり、一般に経験されているか享受されている雇用、職業、教育、レクリエーション、家族での活動、社会活動や社会関係に参加できない、ないしはアクセスできない」状態⁵と定義しているが、人間生活になくてはならないものは何かという具体的なものが決まっているわけではない。

アマルティア・センは、絶対的貧困を重視しており、「十分な栄養を得ているか」「移動したい場所に移動できる」「病気にかからないでいられる」などを基本的な「機能」とし、絶対に保障されなければならないものだとしている⁶。その上で財やサービスを用いて人がどのような状態や行動を取れるかという「機能」を物差しとして、十分な仕事、栄養、健康などを得られないこと、差別的な待遇を受けることなども貧困の多様な側面として分析している⁷。

人によって文化や生活様式は異なっており、その人にとって必要なものは多様である。だからこそ所得で画一的に貧困を定義づけられるものではないのである。

朝日訴訟

朝日訴訟とは、1957年、朝日茂さんが生活保護費として600円を受給していたが、月々600円の生活は厳しく、憲法で定められている健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障していない、ということの問題として起こされた裁判である。結核療養のため岡山の国立療養所で入院生活を送っていた。肌着は2年に1着、パンツは1年に1枚、足袋は1年に1足、チリ紙は1日に1枚半といったような生活を想定して支給されたのが600円であったが、それだけでは生活は苦しく、せめて1000円を生活費必需品として認めてほしいというのが主張であった。この裁判で「健康で文化的な最低限度の生活」とは、ただ単にかろうじて生物として「生存」を維持できる程度のものではなく、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するものでなくてはならないことが明らかとなった⁸。

1.3 貧困の「顕在化」

貧困は個々の問題の背後に隠れていて見えにくいものである。しかしながら現代の日本の貧困は社会問題として「顕在化」してきている。ここでは現代の貧困の特徴をあげておく。

まず第1に公的に保障された生活水準以下の状態にある低所得者層が膨大に存在することである。そこには非正規雇用層のワーキングプアの存在や派遣労働者・フリーターの増加、若年層の失業率の高さがある。第2に国民一般階層においても、潜在的に貧困化が進んでいることである。一般階層でも賃金や収入の低下がみられ、税金や社会保険料、住宅や教育といった生活に欠かせないものを差し引いた場合に、娯楽費などに使うお金が減り生活にゆとりがなくなっている。生活水準の低下が進んでいるのである。第3に貧困は社会諸制度から遠ざけられ排除されてきた

⁵ 阿部（2008）p. 24.

⁶ 山崎・絵所（2004）p. 7.

⁷ 山崎・絵所（2004）pp. 90-91.

⁸ 金澤（2009）p. 5.

が、国民健康保険の滞納世帯の増大、国民年金の未納者の増加、多重債務者の存在、自己破産者の存在、自殺者の存在などの形で「顕在化」してきていることである。第4に貧困層の多くが、労働組合が形成され、社会運動が様々な地域で行われている中で未組織なままに置かれているということである。第5に貧困層は社会生活や地域生活の中でも、社会的に孤立し排除される可能性が高いということである⁹。

現代の貧困は、ワーキングプア等による低所得者層の増大とそれにより一般階層の所得を引き下げる構造や社会保障の不備によって、現代の低所得者層が構造的に形成され「滞留」し救済されないまま「固定」されているのである¹⁰。

1.4 「貧困ビジネス」

貧困層が増加している。この貧困層にビジネスの対象として手を伸ばしている存在がある。後に述べる「年越し派遣村」の中心として活躍した湯浅は「誰にも頼れなくなった存在の、その寄る辺なさにつけ込んで、利潤を上げるビジネス」を「貧困ビジネス」と定義している¹¹。「貧困ビジネス」は、貧困の“溜め”¹²のなさを利用して収益をあげる。貧困層は“溜め”のない状態につけこまれて、安い賃金で使われたり、割高の家賃を払わされたり等の不当な扱いをされるため、サービスを利用しても“溜め”は増えず、貧困の固定化につながっていくとしている¹³。

第2節 諸外国の公的扶助制度

2.1 貧困対策としての公的扶助

第1節でみたように現代の日本では貧困が「顕在化」し、社会問題となっている。貧困問題は広く根深くなっており、もはや個人のレベルでは解決できない、自身の責任とはいきれない問題となっている。この貧困に対する対策として公的に存在するのが公的扶助である。公的扶助は公的機関が貧困状態にある人に対して国の財源から支援を行うことであり、日本の公的扶助として重たるものが生活保護制度である。生活保護制度は厳しい資力調査（ミーンズテスト）を行っており、最低生活水準以下にあると判断された場合に受給が認められる。貧困に対して、各国でも様々な対策が講じられている。そこで日本の公的扶助である生活保護の今後を考える上で参考になるであろう2つの国、スウェーデンとドイツの公的扶助についてみていきたい。

⁹ 金澤（2009）pp. 17-19.

¹⁰ 金澤（2009）pp. 19-22.

¹¹ 湯浅（2007）p. 136.

¹² 人はそれぞれ“溜め”に包まれており、外からの衝撃を吸収する働き、栄養源としての働きがあるとされている。そして貧困はこの“溜め”が少なくなっている状態を指している。

¹³ 湯浅（2007）p. 138-139.

2.2 スウェーデンの公的扶助

スウェーデンは「高福祉・高負担」の国として充実した福祉国家を築き上げている。一人当たりのGDPは高い水準にあり、2009年相対的貧困率は5.3%で低い数値だという結果が出ている¹⁴。

まずスウェーデンの社会保障制度はどうなっているのだろうか。社会保障制度は「就労第一主義」に基づき設計されている。労働によって獲得した所得水準の保障を重視する考え方に立っているため、社会保障制度も就労に結び付ける施策が重視される傾向にある。積極的労働市場政策では、職業訓練、職業教育、職業紹介等を通じて失業者の就業能力を高め、失業者を労働市場に戻している。高齢者や障害者等稼働能力がない人には社会保険として国が所得を保障している¹⁵。

このようにして国民全体をカバーしているが、この枠組みから漏れてしまう人がいる。それは稼働年齢層でありながら働くことができない人、稼働所得が少ない人等であり、この人々は社会扶助の対象となる¹⁶。労働政策や社会保険は国が管轄するのに対し、社会扶助は基礎自治体が財源や実施方法について責任を持っている¹⁷。基準額や管理運営は国で一定の基準や方針を示しているが基礎自治体の裁量の余地が大きいのである¹⁸。給付水準は「最低限度」の保障であり、就労して生計を立てていく自助努力や就労のための努力を行う就労自立が強く求められる。そのため資産調査や就労要件など扶助支給の要件は極めて厳しく設定されている¹⁹。収入はすべて申告しなければならず、預貯金や自動車などの資産がある場合は売却を求められることがある。公的扶助受給者を属性別にみると、低学歴、外国生まれ、ひとり暮らし、ひとり親が挙げられ、病院に通院中の人が多いことが特徴としてある。全体的にみて受給者のうち多くの人が収入と公的扶助を組み合わせているが、長期受給者の多くは労働による収入がない。その長期受給者となる可能性が高い集団としてシングルマザーや外国生まれの人が挙げられる²⁰。

このようにスウェーデンの社会扶助は、職業訓練や一時的雇用などの就労支援に重きを置く一方で支給要件を厳しくし、就労プログラムに参加しない場合は社会扶助の支給を停止するなど、強制・抑圧的なものにするによって受給者増加の抑制を試みている²¹。

¹⁴ 渡辺 (2012) pp. 10-11.

¹⁵ 岩名 (2013) p. 224.

¹⁶ 岩名 (2013) p. 225.

¹⁷ 岩名 (2013) p. 225.

¹⁸ 岩名 (2013) p. 225.

¹⁹ 岩名 (2013) p. 226.

²⁰ 太田 (2012) pp. 198-199.

²¹ 岩名 (2013) p. 230.

2.3 ドイツの公的扶助

次にドイツの公的扶助についてみていく。2010年ドイツの相対的貧困率は14.5%であり、日本とあまり変わらない水準にある。しかしながら公的扶助の捕捉率は85%~90%といわれており、貧困対策としてかなりの効果を発揮している²²。

ドイツの公的扶助として「社会扶助」と「求職者基礎保障」という制度がある。「社会扶助」は稼働能力を持たない者を対象にしており、「求職者基礎保障」は稼働能力を持つ者を対象にしている。稼働能力の有無は一般労働市場の通常の条件下で少なくとも一日3時間以上就労できるかということで判断される²³。

「社会扶助」の財源は税金であり、自治体が負担している。そのため実施機関は自治体である。給付には「生計扶助」「高齢期および稼働能力減退時における基礎保障」「医療扶助」「介護扶助」「障害者に対する統合扶助」「特別な社会的困難の克服に対する扶助」「異なる生活状態における扶助」の7種類が存在する。「生計扶助」は、社会扶助の中心部分である。受給の際、持家、家具、老後資金は保有可能だが自動車は原則保有できない。職業訓練や就労に必要な不可欠な場合に認められる。支給額は総需要額から収入認定額を控除した額であり、総需要額は、基準需要額、住居費・暖房費、社会保険料の合計である。基準需要額は、一人当たり給付される基本の給付額であり、対象者別に6段階に区分される²⁴。「高齢期および稼働能力減退時における基礎保障」は、年金受給開始年齢に達した者、または18歳以上で疾病または障害によって稼働能力が完全に減退している者が対象であり、支給額は生計扶助と同額である²⁵。

次に「求職者基礎保障」についてみていきたい。「求職者基礎保障」は2005年に施行された。15歳以上年金受給開始年齢未満で稼働能力を有し、通常の居所がドイツ国内である人が対象である。実施機関は、原則的には雇用エージェンシーと自治体とが共同で運営する「共同施設」である²⁶。「求職者基礎保障」より以前の制度と比べ資産要件が大幅に緩和され、一定額の現金や居住用の住宅、自動車等の保有が認められている。稼働能力を有する受給権者は「失業手当Ⅱ」を受け取り、支給額は、総需要額から収入認定額を控除した額である。総需要額は、基準需要、社会手当、増加需要給付、住居費・暖房費、一時的需要給付、社会保険料の合計である。子供など稼働能力を有する受給者と同居する稼働能力を持たない者は「社会手当」を受け取り、支給額は基準需要額である²⁷。資産要件が大幅に緩和されたことによって入りやすい制度となった。その結果、2010年時点で「失業手当Ⅱ」受給者は489万4219人、「社会手当」受給者は181万8734人、合計671万2953人となっている²⁸。

²² 日本弁護士連合会「生活保護法改正要綱案」。

²³ 嵯峨（2012）p. 138.

²⁴ 森（2013）p. 215.

²⁵ 森（2013）p. 216.

²⁶ 森（2013）p. 217.

²⁷ 森（2013）p. 218.

²⁸ 森（2013）p. 221.

2.4 日本の公的扶助「生活保護」の概要

2ヶ国の公的扶助についてみてきた。次に日本の公的扶助である生活保護制度についてみていきたい。第1節で日本の貧困について述べたが、この貧困に陥ってしまった場合に救うための手立てとして公的に存在するのが生活保護制度である。

生活保護制度とは、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度である²⁹。

生活保護法では四つの基本原理が定められている。

第一条 国民の最低限度の生活を国が責任を持って保障する（国家責任の原理）

第二条 生活に困窮する全ての国民が差別されることなく平等に受けることができる（無差別平等の原理）

第三条 健康で文化的な最低限度の生活を保障する（最低生活保障の原理）

第四条 生活保護を受けるためには預貯金・土地等の利用しうる資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件としている（保護の補足性の原理）

2. 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする
3. 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

そして実施上の原則として4つ規定されている。

第七条 生活保護の手続きは生活困窮者自身あるいはその扶養義務者、同居の親族の申請から始まる（申請保護の原則）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（基準及び程度の原則）

2. 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない

第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする（必要即応の原則）

第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる（世帯単位の原則）

生活保護費は、生活保護基準と要保護者の収入を比較したときの差額が支給されるが、生活保

²⁹ 厚生労働省「生活保護制度」。

護基準は、年齢や居住地、世帯構成等によって異なる。生活保護費は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があり、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給される³⁰。8種類の中でも衣食など基本的な生活費をカバーするのが生活扶助である。

表1 生活保護の種類と内容

生活を営む上で生じる費用	種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水道費等)	生活扶助	①食費等の個人的費用(年齢別に算定) ②光熱水費等の世帯共通的費用(世帯人員別に算定)を合算して基準額を算出 特定の世帯には加算あり(障害者加算等)
アパートの家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得にかかる費用 (高等学校等の就学の費用を含む)	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

(出所) 厚生労働省 社会・援護局保護課「生活保護制度の概要等について」より作成。

ここで生活扶助基準の具体例をあげておく。(表2参照) 標準な3人世帯、高齢者単身世帯、母子世帯の3種類の例を東京都区部(八王子市)と地方郡部(さぬき市)でみてみたい。3人世帯の場合、東京都では15万8380円、地方郡部では12万9910円であり、ここには児童養育加算として1万円が含まれている。高齢者単身世帯の場合は、都市部では7万9790円、地方郡部では6万4480円である。母子世帯の場合は、都市部では18万8140円、地方郡部では15万8170円であり、ここには児童養育加算として2万5000円と、母子加算として都市部では2万4590円、地方郡部では2万1200円が加算されている。児童養育加算は子供の人数によって加算額が変わってくる。

³⁰ 厚生労働省「生活保護制度」。

表2 世帯類型別の最低生活保障水準の具体的事例（2017年度）

	東京都区部（八王子市）	地方郡部（さぬき市）
三世帯（33歳、29歳、4歳）		
生活扶助基準	148,373.05	119,910
（第1類＋第2類）	(89,203.05＋59,170)	(72,093.9＋47,810)
児童養育加算	10,000	10,000
合計	158,380	129,910
高齢者単身世帯（68歳）		
生活扶助基準	79,790	64,480
（第1類＋第2類）	(38,990＋40,800)	(31,510＋32,970)
合計	79,790	64,480
母子世帯（30歳、4歳、2歳）		
生活扶助基準	138,545.10	111,963.05
（第1類＋第2類）	(79,375.1＋59,170)	(64,153.05＋47,810)
母子加算	24,590	21,200
児童養育加算	25,000	25,000
合計	188,140	158,170

（出所） 厚生労働省「生活保護制度」。

生活扶助は、第1類と第2類があり、それぞれ年齢と世帯人数によって基準額が決まっている。さらに地域による物価の違いを考慮するため、市町村を単位として3つの級地に分けられ、それがさらに2分割されることによって、6つに区分されている。そして、母子世帯や障害者がいる世帯等は、加算額が上乘せされる。表2の合計に必要な応じて住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助を支給し、ここから収入を引いた額が生活保護費として支給される。生活保護費の財源は国が3/4、地方自治体が1/4を負担している。

生活保護の手続きは、都道府県または市に設置されている福祉事務所が行い、被保護世帯に対してそれぞれケースワーカーが担当する。ケースワーカーとは、生活保護受給者の家を訪問したり、相談にのり自立を支援したりする存在である。事業所におけるケースワーカーの定数は社会福祉法の第十六条で定められており、都道府県の設置する事業所では一人につき65世帯、市町村の設置する事業所では一人につき80世帯を受け持つことになる。ただケースワーカー不足の事業所では、一人あたり100世帯以上受け持っていることも珍しくないという現状にある³¹。

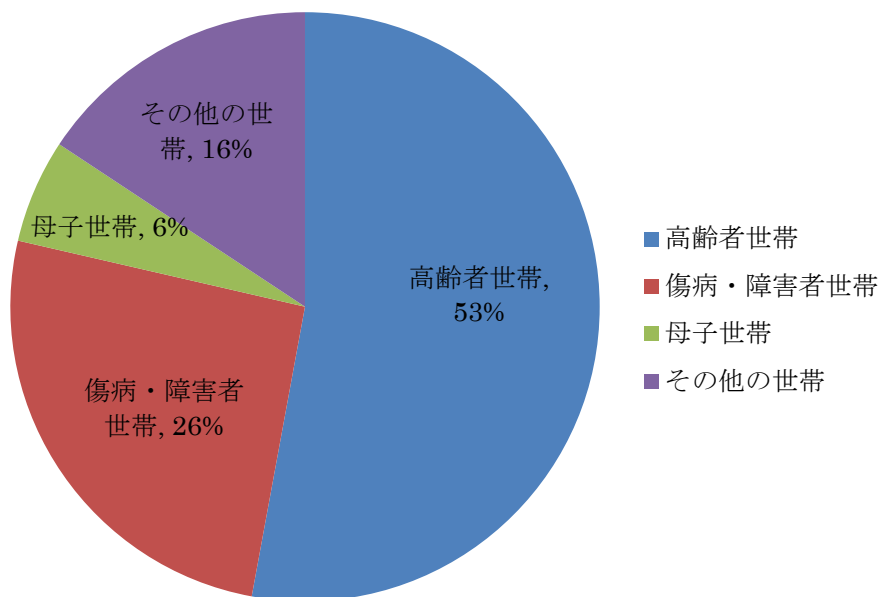
³¹ 厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護制度の概要等について」。

第3節 増加傾向にある生活保護費の現状と抱える批判

3.1 増加傾向にある生活保護費の現状と動向

2017年7月現在、生活保護受給者数は212万7205人となっており、保護率は1.68%である³²。被保護世帯数は163万2629世帯であり、世帯類型別にみても、高齢者世帯は86万3050世帯（構成割合は52.9%）、母子世帯は9万2991世帯（5.7%）、傷病者・障害者世帯は41万9890世帯（25.7%）、その他の世帯が25万6698世帯（15.7%）となっている。図2からもわかるように、高齢者世帯が全体の約半数を占めており、高齢者に偏りのある制度であるということがわかる。さらに図3から高齢者世帯は年々増加傾向にあり、その他の世帯も2009年から増加していることを読み取ることができる。対して母子世帯はあまり増加していないことを読み取ることができる。なお、高齢世帯の利用者の増加は、高齢者数の増加、低年金・無年金の高齢者が増加していることが要因であり、日本の高齢化も相まって、皆年金世代が高齢者の主流になるまで、ますます増加していくと思われる。

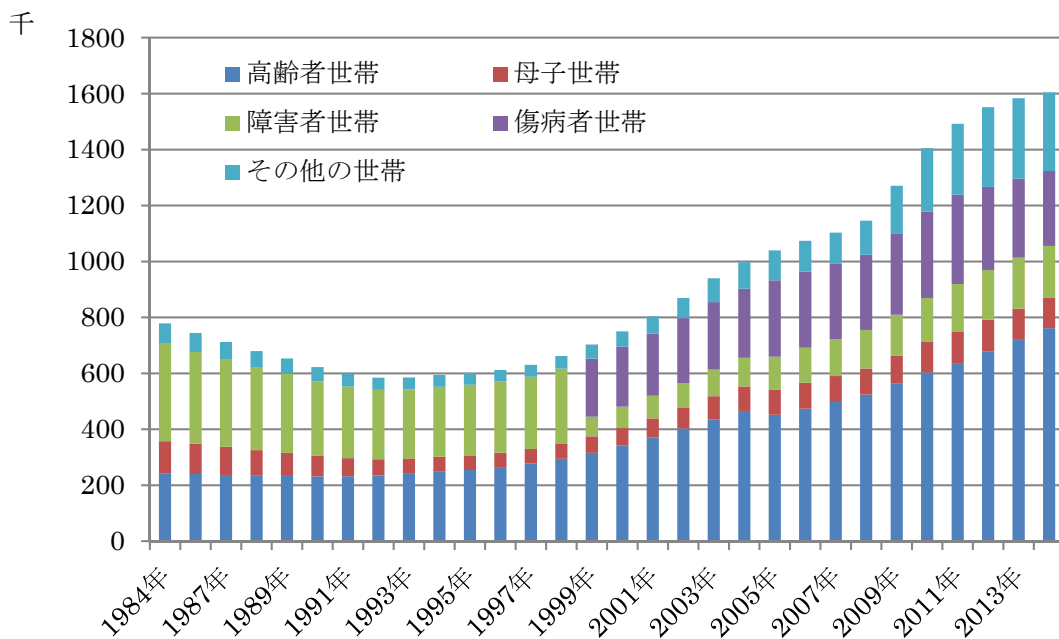
図2 2017年度年世帯類型別構成割合



（出所） 厚生労働省「被保護者調査」。

³² 厚生労働省「被保護者調査」。

図3 世帯類型別の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「世帯類型別被保護世帯数及び世帯保護率の年次推移」。

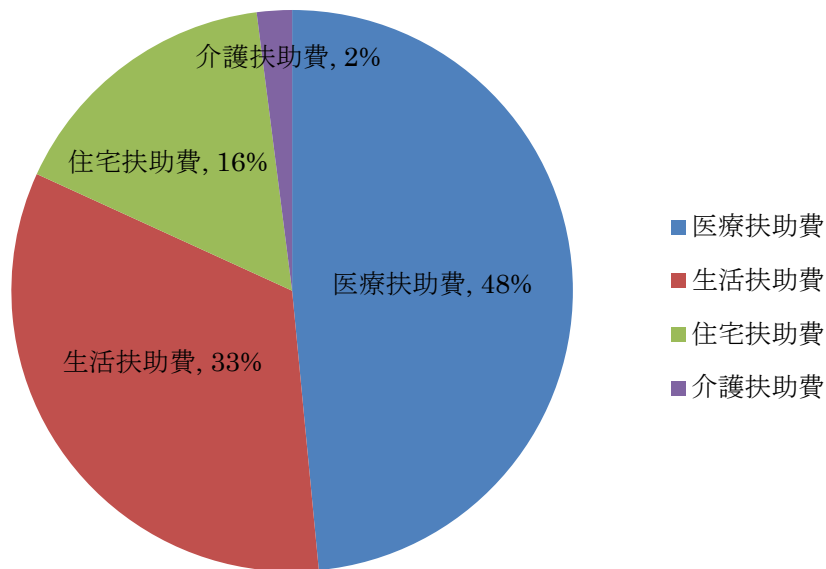
ここで世帯類型の定義をのせておく。

- ① 高齢者世帯：男女とも 65 歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯。
- ② 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない 65 歳未満の女性と 18 歳未満の子（養子を含む。）のみで構成されている世帯。
- ③ 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯。
- ④ 病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯。
- ⑤ その他の世帯：上記以外の世帯。年齢階級別にみた世帯員の構成割合は、20～29 歳が 5.3%、50 歳以上が 53.5%を占める³³。

次に 2014 年度の生活保護費をみてる。生活保護費総額は、3 兆 6810 億円であり、扶助別にみると、生活扶助費は 1 兆 2205 億円、住宅扶助費は 5853 億円、教育扶助費は 194 億円、介護扶助費は 831 億円、医療扶助費は 1 兆 7536 億円、出産扶助費は 4 億円、生業扶助費は 114 億円、葬祭扶助費は 73 億円である。医療扶助費（48%）が最も多く、その後生活扶助費（33%）、住宅扶助費（16%）と続き、上位 3 扶助費で保護費全体の 97%を占めている。生活保護扶助別の推移をみると、医療扶助費や住宅扶助費は年々増加の傾向にある一方で、生活扶助費は 2013 年以降減少傾向にあることを読み取ることができる。

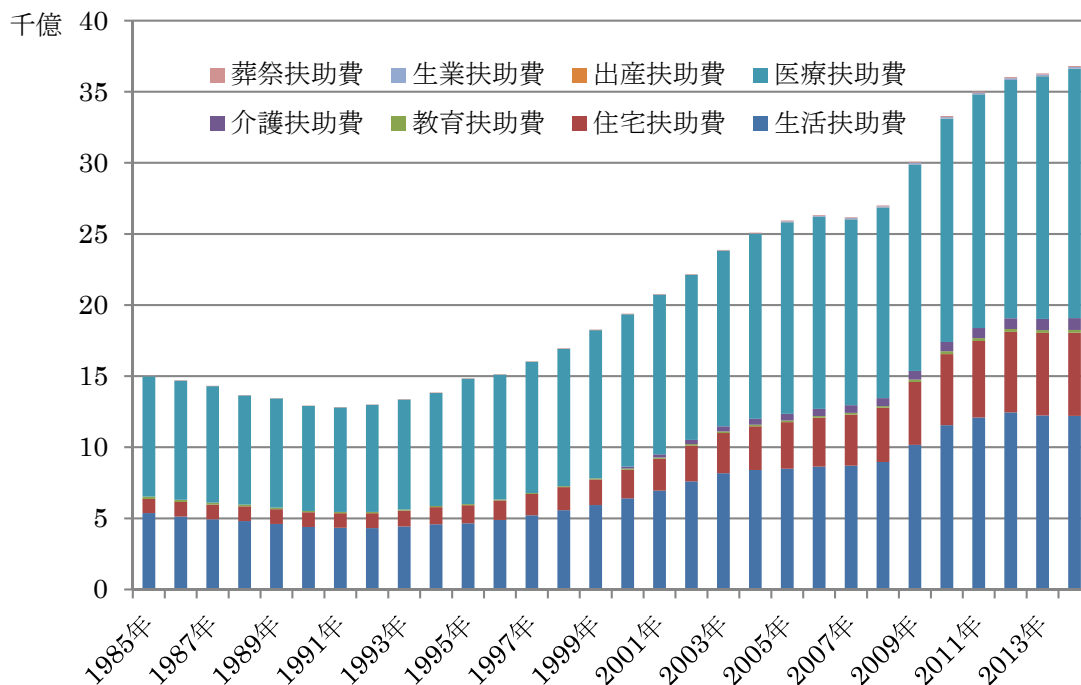
³³ 厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護制度の概要等について」。

図4 2014年度扶助別保護費



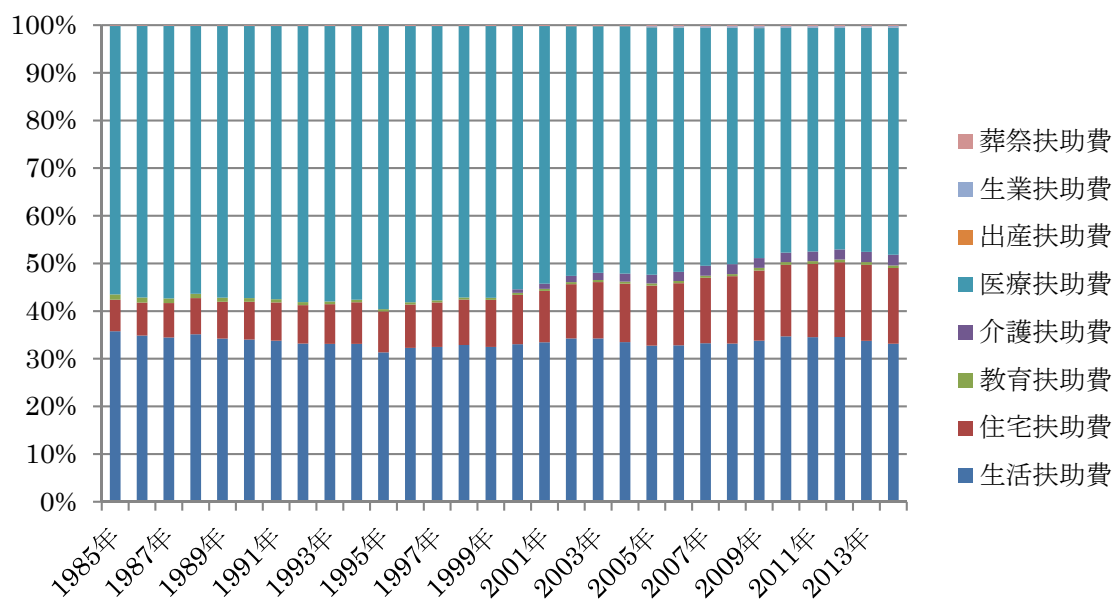
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「扶助別保護費の年次推移」。

図5 生活保護扶助別の推移



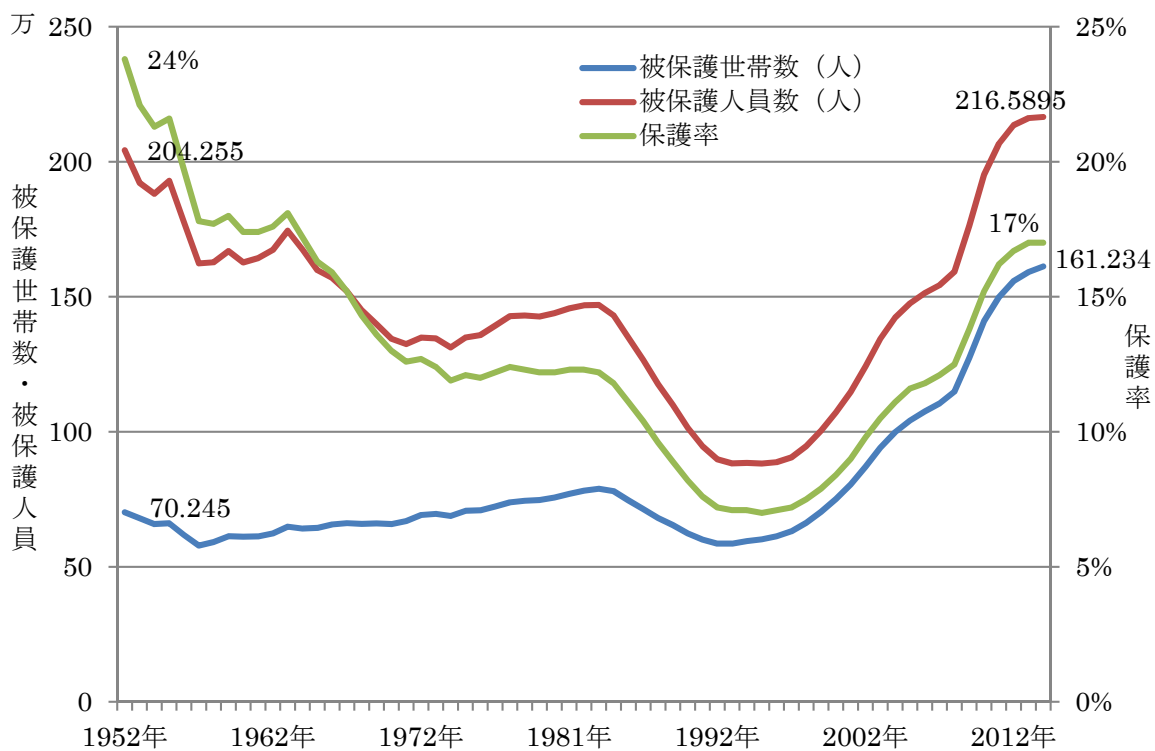
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「扶助別保護費の年次推移」。

図6 生活保護費扶助別構成割合



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「扶助別保護費の年次推移」。

図7 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「被保護実世帯数・保護率の年次推移」。

3.2 生活保護制度の改正

生活保護制度について、1950年から60年以上の間、抜本的な改正が行われてなかった。しかしながら、生活保護受給世帯が増加傾向にあること、失業等によるその他の世帯の割合が増加していること、様々な不正受給が起きていること等の問題があり、本格的に見直されることとなった。これらの問題に対応するため、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方は維持しつつ、就労・自立支援の強化、健康・生活面等の支援、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などに関する内容を中心に行うものとしている³⁴。施行期日は、2014年7月1日とし、一部を2014年1月1日とする。

① 就労による自立の促進

生活保護から脱却すると、税・社会保険等の負担が生じる。生活保護脱却のためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至らないようにすることが重要である。そのために保護受給中の就労収入から別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得て保護廃止に至った際に支給する制度を創設する。

② 健康・生活面等に着目した支援

受給者自ら、健康の保持・増進や収入・支出等の状況を適切に把握することを責務として位置付ける。福祉事務所の健康診査結果に基づく保健指導や、健康相談に対する助言・指導等ができる専門の職員を配置し、福祉事務所が福祉診査結果等を入手可能にした。加えて受給者の状況に応じて、レシート又は領収証の保存や家計簿の作成を求めることが可能となった。

③ 不正・不適正受給対策の強化

就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況を調査事項に追加し、官公署への情報提供の求めに対して回答を義務付ける等、福祉事務所の調査権限の拡大。罰則の引き上げ及び不正受給に係る返還金の上乘せを可能とし、不正受給に関する返還金を、本人の事前申し出を前提に保護費と相殺することを可能とする。さらに、福祉事務所が必要と認めた場合に、必要な限度で、扶養義務者に対して報告するよう求めることとする。

④ 医療扶助の適正化

医師が後発医薬品の使用を認めている場合、受給者に対し後発医薬品の使用を促すこととする。さらに国による医療機関への直接の指導が可能となる³⁵。

これらの改正により、不正受給への対策が強化されたが、扶養義務者に対しての報告の義務を強化することによって、身内に知られたくない、迷惑をかけたくないという思いから保護を受けることを敬遠させる恐れがある³⁶。

³⁴ 総務省行政評価局「生活保護に関する実態調査結果報告書」。

³⁵ 厚生労働省「生活保護法改正の概要」。

³⁶ 厚生労働省「生活保護法改正の概要」。

3.3 生活保護受給者が多すぎる

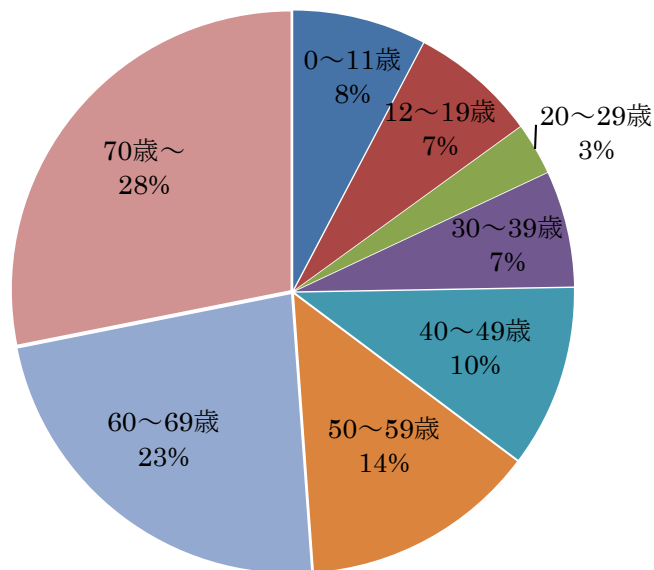
これまで生活保護制度の概要についてみてきたが、生活保護制度は様々な批判を抱えている。その中で①生活保護の受給者が多すぎるのではないか②生活保護給付額が高すぎるのではないかという点について考えていきたい。

生活保護受給者数の増加、高齢者世帯の数が過去最多等のニュースが度々報道されており、生活保護を受給している人が多すぎる、必要のない人が受給しているのではないかと批判が巻き起こっている。実際に生活保護受給者は多すぎるのだろうか。

2017年度7月では生活保護受給者数は約213万人であり、保護率は1.68%である。図7から1995年から急激に増加し、受給者数は戦後最多となっていることがわかる。確かに受給者数は増加傾向にある。世帯類別構成比でみると、高齢世帯、傷病障害世帯で約8割を占めている(図2参照)。この世帯は働くことが厳しい世帯であり、生活保護制度から抜け出すことは難しい。稼働能力がある現役世帯は2割程度である。その中には母子世帯も含まれる。

ここで図8を利用して、年齢層別にみていきたい。2011年度、70歳以上が最も多く28.1%、そして60代が23%と続く。働き盛りである20~49歳をみると20.2%であり、全体の5分の1に過ぎない。さらに世帯類別構成比からこの受給者層の4分の1以上が母子世帯の母親であることが考えられる。さらに傷病者や障害者のことも踏まえるとこの層の生活保護受給者はかなり少ないことがわかる。これにより、少なくとも必要のない人がたくさん受給しているのではないかと批判には、そうではないと結論付けることができる³⁷。

図8 生活保護受給者数年齢別構成比



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「年齢階級別被保護人員と保護率の年次推移」。

³⁷ 阿部 (2013) p. 24.

その他の世帯

この批判においてその他の世帯の増加が要因の1つでもあるだろう。2008年のリーマンショックにより失業者が増加した。この不況により派遣切りが行われ、派遣等で生活してきた人たちの生活基盤の脆弱さが浮き彫りになった。派遣切りにあい、住居・仕事共に失い生活できなくなった人が続出したのである。この際この人たちを救うために「年越し派遣村」というものが展開された。これは2008年年末、民間の生活困窮者支援団体が日比谷公園（千代田区）に仮設のテント村を作り、派遣労働から切られた人々を受け入れた事業であり、貧困に関する報道としては前代未聞の注目が集まった³⁸。これ以降生活困窮者の多くが、運用上の切り捨てである、「水際作戦」によって生活保護の受給に至らない現実が露見し、職や住まいを失った人たちが、住居がないことや稼働能力があることのみを理由に保護申請を却下できないことを記した通知、一次的に居所がない申請者への対応についての通知、生活保護申請の迅速な審査、適切な認定を促す通知が国から出された³⁹。これによりその他の世帯の申請が通りやすくなった。これがその他の世帯増加のきっかけである。

生活基盤の脆弱さには、非正規雇用やフリーターの増加といった雇用の不安定化、賃金格差の拡大等の社会の構造の変化が要因としてある。低賃金、短時間労働によって、一生懸命働いても最低限度の生活水準を保つことができないといういわゆるワーキングプアの存在が増大しているのである。

生活保護制度には2つの神話があったとしている。1つは「仕事は一生懸命努力して探せば見つかる」というもの。2つは「頑張って仕事をすれば何とかくっついていける」というものである⁴⁰。この神話により、福祉事務所では働くことのできる年代で特段の事由や病気がない限り、申請を退けてきた。だが働いても生活が苦しいという厳しい現状がある。そもそも社会の構造の変化により最低生活水準以下の生活をしている人が増大しているということに問題があるのである。稼働能力はあるが最低生活水準の稼ぎを得ることができない人々の増加、高齢化による高齢者の母数自体の増加、社会保障の劣化により低年金・無年金の高齢者の増加等によって生活保護受給者数が増加していることは当然の流れなのである。むしろ保護率が全体の2%と低い水準で留まっていると考えるべきであろう。

行政の不当な対応「水際作戦」と「硫黄島作戦」

「水際作戦」により生活保護の受給に至らない現実があると述べたが、「水際作戦」「硫黄島作戦」と呼ばれる福祉事務所の不当な対応について述べておきたい。「水際作戦」とは福祉事務所で生活保護を受けとることが妥当であるにもかかわらず、まだ働くことができる、住居を持っているからだめというように何かと理由をつけて申請を受け付けないというものである。「硫黄島作戦」とは一旦申請を受け入れるが、厳しい言葉や働けるだろうということで自ら辞退するよう

³⁸ 阿部（2013）p. 26.

³⁹ 阿部（2013）p. 26.

⁴⁰ 道中（2009）p. 10.

に仕向けたりして、生活保護から追い出すというものである⁴¹。その結果、その対応がトラウマになり、再び申請に行くことを敬遠させたり、不信感を募らせたりすることにつながっている。

ここで北九州市で立て続けに起こった有名な餓死事件についてあげておきたい。2006年北九州市で3人の餓死者がでた。56歳の男性の件と78歳の母49歳の長女の件である。男性の件では生活保護を二度申請に行っているにもかかわらず、受け入れを拒否されている。息子がいたため息子に援助してもらいなさいということで断られたのである。確かに、厚生労働省は、扶養義務者の扶養として親類等から援助を受け取ることができる場合は援助を受けてくださいとしている。しかしながら補足性の原理の第四条の3において、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとある。さらに申請保護の原則があり、申請は要保護者の権利である。つまり扶養は絶対の条件ではなく、親類の存在を理由に申請を断ることはできないのである⁴²。

さらに2007年には、52歳の男性が餓死している。この男性は病気になり働くことができないということで生活保護を申請し、受け取っていた。しかしながら働けるのではないかということと言われ、半強制的に辞退させられた。肝硬変等の内臓疾患を患っていたため生活保護を辞退した後も働いておらず、結果として餓死してしまったという事件である。ここでは北九州市での事件をあげたが、全国各地でこのような違法行為が行われていたのではないかということがいわれている。いくつかの餓死事件が大々的に報道されて以降は、行政の対応が問題視されたため、少なくなりつつあるとされている。

3.4 生活保護給付額が高すぎる

次に生活保護給付額が高すぎるのではないかという点について考えていきたい。これは最低賃金のフルタイムで働いた場合や年金給付額よりも生活保護費の方が高くなることに起因している。まず公的年金と生活保護制度は密接な関係にある。公的年金は高齢者の生活を支える制度であり、老後の生活設計に欠かすことができないほど組み込まれている。対して生活保護制度は貧困層への公的扶助であり、年金等の社会保険制度からこぼれおちてしまった人々に対する最後のセーフティーネットとしての役割を担う補完的な制度である⁴³。年金給付額と生活保護費は単純に比較できるものではない。なぜなら二つは目的や給付水準の考え方が異なるからである。生活保護制度は生活が破綻してしまった場合に最低生活を保障するという救貧の機能をもつものとしている⁴⁴。一方で公的年金制度は、加齢などによる稼働能力の減退・喪失に備えるための社会保険、いわゆる防貧の機能をもつものとしている⁴⁵。つまりは最低生活を保障するものではなく、生活が破綻しないよう事前に防止することを目的としている。

⁴¹ 吉永（2010）p. 13.

⁴² 吉永（2010）p. 25.

⁴³ 阿部（2008）p. 115.

⁴⁴ 阿部（2008）p. 3.

⁴⁵ 厚生労働省「公的年金制度の概要」。

公的年金の場合、生活費はあったとしても病気になるリスクが高く、医療費の増大、介護にかかる費用、持ち家がない場合には家賃等で困窮してしまう可能性がある。だからこそ低年金・無年金の場合には働かざるをえない。そもそも基礎年金の給付額が低いことにも問題がある。年金給付額が低いことを理由に生活保護費の切り下げを図るのは議論の方向が違っていると感じざるを得ない。

第4節 貧困対策としての生活保護

4.1 多すぎる不正受給

生活保護制度は不正受給が多いという認識が強い。確かに不正受給がないとは言い切れないことは事実である。不正受給は実際のところどれほどあるのだろうか。

表3にみられるように、2011年不正受給件数は3万5568件で金額は約173億円という状況になっている。

一見多いようにみえるが、これは保護費全体からみて約0.5%の割合である。加えて稼働収入の無申告・過少申告で58%を占めており、8割以上が収入の無申告や過少申告である(表4参照)。生活保護利用中は、仕事をした際の収入や年金をもらっている場合には申告しなければならない。この無申告や過少申告には、単に申告を忘れてしまった、申告をしなければならないことを知らなかったというの也被含れている。例えば、母子家庭で母親が生活保護を受給しているのを知らず、子供がアルバイトをしてその収入を報告していなかったために不正受給になっているケースがある。このような軽微なものが多いというのが不正受給の現状である⁴⁶。

しかしながら、ホームレス等の生活困窮者の人々に生活保護の申請を手伝い、質の低い住宅に住ませ、住宅扶助の上限いっぱい徴収したり、お弁当等の理由をつけて生活扶助の大半を奪い取ったりというような悪質な貧困ビジネスなるものが存在しているのも事実である。向精神薬等病院で得た薬を横流したり、麻薬の売買に加担させられたりと反社会勢力に取り込まれていた人も珍しくない。さらに過剰診療や過剰投薬が行われていたとの事例もある。生活保護費は税金で賄われている。それを不正に得ようとするのは決してあってはならないことであるし、それに対して批判が集中することは当然である。しかしながら、そもそも「水際作戦」が行われていたように受給に至るまでが難しいということがあり、生活保護法改正により、不正受給への対応は厳しくなった。悪質な不正受給はそれほど多くはないというのが現状なのである⁴⁷。

⁴⁶ 大西 (2015) p. 127.

⁴⁷ 大西 (2015) p. 127.

表3 不正受給件数と不正受給金額の推移

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	
不正受給件数	14,669	15,979	18,623	19,726	25,355	35,568	(件)
不正受給金額	89.8	91.8	106.2	102.1	128.7	173.1	(億円)

(出所) 総務省行政評価局「生活保護に関する実態調査結果報告書」より作成。

表4 内容別不正受給件数と割合の推移

	2008年度		2011年度	
	件数	割合	件数	割合
稼働収入の無申告	10,486	56.30%	19,671	46.90%
稼働収入の過少申告	2,029	10.90%	4,461	10.60%
各種年金等の無申告	2,667	14.30%	8,729	20.80%
保険金等の無申告	662	3.60%	1,551	3.70%
預貯金等の無申告	354	1.90%	778	1.90%
交通事故に係る収入の無申告	305	1.60%	634	1.50%
その他	2,120	11.40%	6,085	14.50%
計	18,623	100%	41,909	100%

(出所) 総務省行政評価局「生活保護に関する実態調査結果報告書」より作成。

4.2 医療扶助費の適正化

医療扶助費は生活保護費の中で一番の割合を占める。生活保護受給者は医療の自己負担がないこともあり、病院での貧困ビジネスの温床になりやすい。ここで奈良県の山本病院という行路病院での不正について一つあげておきたい。「行路病院」とは大阪付近では住まいのない患者を多く受け入れる病院のことで非公式の名称である⁴⁸。ここでは入院患者のうち54%を生活保護患者が占めており、140人分必要がないにもかかわらず心臓カテーテル手術（ステント留置術）を行っていた。さらに一人の男性患者に肝臓の手術を行い、出血死させた。特に治療の必要のない良性の血管腫であったにもかかわらず、癌だとして難度の高い部位から手術していたのである⁴⁹。

このような不要な検査や手術が行われる背景として、生活保護受給者は自己負担がなく、患者側に経済的な抵抗感がないことと無関係ではないだろう。このように悪質かつあからさまでないにしても不当な利益を得ていた実態がいくつもあるのである。だからこそ生活保護の適正化のためには医療扶助費の適正化が求められる。生活保護受給者は病院に通っても、薬をもらっても負担はゼロである。そこで医療費1割や薬代だけでも負担すべきではないだろうか。自己負担がないからこそ薬を多くもらったり、病院に必要以上に通ったりということが起こりえる。自己負担があることによって、医者に処方されるがままになるのではなく、本当にこの検査や薬は必要な

⁴⁸ 原（2011）p. 38.

⁴⁹ 原（2011）pp. 38-39.

のかを考えるようになるのではないか。しかしながら生活保護受給者は通院をしている人も多く、少しの自己負担も受給者の生活を圧迫させてしまうことは考えられる。加えて自己負担が増えることによって、病院に通うことに抵抗を感じ、状態を更に悪化させてしまう懸念もある。そのため、負担が重い人の場合は、生活扶助へ事後的に加算するなど何らかの形で支援することは必要である。だが少しでも受給者に医療負担を意識させることによって周囲の批判は和らぎ、不正受給は減るのではないだろうか。

4.3 生活保護の低すぎる捕捉率

冒頭で生活保護制度は貧困対策として機能しているとはいいづらいと述べたが、その根拠は生活保護受給者の捕捉率の低さにある。捕捉率に関しては定義や対象世帯によって変わってくるため一概にはいえないが、生活保護の捕捉率は大体 15%~20%にとどまると推定されている。つまり生活保護を受給してしかるべきとされる人たちが 8 割もいるということである。これでは貧困対策の機能を持つ公的扶助の役割を果たしているとは到底いえない。海外と比較してみた場合、ドイツは 85~90%、イギリスは 87%、となっている⁵⁰。制度が違うため単純比較はできないが、それでも日本の捕捉率の低さがわかる。

そもそも日本は相対的貧困率が高いということに留意しておきたい。相対的貧困水準と生活保護の最低生活水準は基準が異なっているため相対的貧困=最低生活水準とはならないが、相対的貧困にある人のうち3分の1から半分ぐらいは生活保護を利用してしかるべきではないかという考えがある⁵¹。1900万人が相対的貧困にあると考えると少なくとも 630万人以上が生活保護の対象にあるのではないかということになる。しかしながら生活保護受給者は 2017年現在約 213万人である。そのことを踏まえると、400万人程度の人が最低生活水準以下の生活を強いられているのではないかということが考えられる。これはあまりにも多い数であり、何とかしなければならぬ問題である。

第3節で保護率は全体の2%程度にとどまっており現役世代の受給者はかなり少ないということ述べたが、なぜこんなにも捕捉率が低いのだろうか。1つ目に自分が利用できるということを知らないということがある。切り詰めて生活すれば何とか生活できているから自分は対象ではないと思いついでいる、生活保護を申請するという考えがそもそもないということがある。2つ目に「水際作戦」等の形で申請に行っても追い返されてしまうということがある。一度このような対応をされてしまうと再度申請に行くという気持ちになりにくいということがあり申請者を抑制しているということがある。3つ目に受給の要件が厳しいという問題がある。自動車や持家がある等の理由で申請が受け入れられないことがある。4つ目に生活保護に対するマイナスのイメージである。生活保護を受け取っていることを知られたくない、陰口を叩かれるのではという理由で申請を敬遠させているということがある。以上の4つの要因から捕捉率の低さにつながっ

⁵⁰ 日本弁護士連合会「生活保護法改正要綱案」。

⁵¹ 吉永（2010）p. 44.

ていると考えられる⁵²。財源の問題や国民の目から、受給者の増加を抑制してきた結果が現在である。生活に苦しんでいる人を見逃し続けてよいのだろうか。公的な制度として貧困の解消を図っていかなければならない。

4.4 生活保護の在り方

生活保護制度は様々な批判を抱えている。世間の目も厳しく、これらを解消していくことは難しい。だが生活保護は、生活困窮者を例外なく救うことができる唯一の制度である。他に代わりとなる制度はなく、生活保護によって生活できている人はたくさんいるため、現時点なくてはならない制度である。だが前に述べたように捕捉率は低く、貧困層をカバーできていないとはいえない。そこで第2節で述べたドイツ・とスウェーデンの例を参考にどうあるべきか考えていきたい。

まず2国に共通する点が2つある。1つは実施する機関が自治体であるということである。もう1つは公的扶助の対象を稼働能力があるかないかで区別していることである。

日本では国が3/4、自治体が1/4を負担している。地域によって受給者数に差があり、受給者が多い自治体では財政が圧迫されている。だからこそ歳出削減のために受給者を抑制しているという面もある。国が負担すべきか自治体が負担すべきかは議論が別れるところであろうが、財源の問題により受給者抑制が行われるのであれば国が全額負担してもよいのではないかと考える。

次に生活保護の対象に関してである。生活保護制度は高齢者世帯と傷病障害世帯で79%を占めている。特に高齢者世帯の数は高齢化が進んでいることもあり、今後も更に増えていくと予想される。これらの世帯は就労支援がなかなか結びつかない世帯である。就労支援を強化することによって就労自立をはかろうとしているが、この世帯は難しいというのが現状である。これらの世帯が8割を占めていることを踏まえると、高齢者世帯と傷病障害世帯を切り離し、この世帯の人々の所得を保障する新たな制度を作り出すことが必要なのではないだろうか。

生活保護は働くことのできない人がもらうものという認識が強い。しかしながら生活保護制度は働くことができるかできないか関係なく最低限度の生活を保障するものである。稼働能力はあるが生活に困窮している人が増加している。このような人々を救うような制度が必要である。稼働能力があっても支援が必要な人は支援を受けることができるような制度にするべきである。就労支援に力を入れて、就労支援を強化しすぎて受給者を抑圧してしまうのはよくないが、短期で労働市場に戻ってもらえるように制度を整える必要がある。そしてドイツのように受給要件を多少緩め、入りやすく出やすい制度に再構築しなおすべきではないだろうか。

⁵² 吉永 (2010) pp. 45-46.

おわりに

雇用の流動化や少子高齢化、社会保険の綻びなどで低所得者層が増加している。さらに「貧困ビジネス」で貧困の固定化が進んでいる。最後のセーフティーネットとして生活保護制度の役割が大きくなっているが機能しきれていない。貧困層に救助の手が全然届いていないのである。貧困に陥った場合自己責任論を言われることがある。努力が足りない、貧困になる前に何か手があったはずだという風である。しかしながらその人の自己責任だと言い切れないのが現代の日本の貧困である。これだけの貧困者が生み出されているということは社会の構造にも問題があるのである。生活保護制度は世間の目が厳しい。これまでみてきたように世間の目からみる生活保護と、実態の生活保護が一致していない部分がある。これらを修正していくことは難しいだろう。だがしかし、医療費の適正化や稼働能力があるなしでわける等の新たな制度作りをすることによって、不正受給をなくし、貧困層を救い出すことができるような制度に整えていく必要がある。そして全ての人が安心して生きていくことのできるような社会を作っていかなければならない。

参考文献

- ・青木紀（2010）『現代日本の貧困観』明石書店。
- ・阿部彩（2008）『生活保護の経済分析』東京大学出版会。
- ・阿部彩（2013）「生活保護への四つの批判」理橋孝文編『生活保護』ミネルヴァ書房。
- ・岩名（宮寺）由佳（2013）「スウェーデンの社会扶助受給者像と今日的課題」理橋孝文編『生活保護』ミネルヴァ書房。
- ・大沢真知子（2010）『日本型ワーキングプアの本質』岩波書店。
- ・大西連（2015）『すぐそばにある「貧困」』ポプラ社。
- ・金澤誠一（2009）『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』高菅出版。
- ・原昌平（2011）『「行路病院」の実態と対策』明石書店。
- ・道中隆（2009）『生活保護と日本型ワーキングプア』ミネルヴァ書房。
- ・森周子（2013）「ドイツにおける最低生活保障制度」理橋孝文編『生活保護』ミネルヴァ書房。
- ・山崎幸治・絵所秀紀（2004）編『アマルティア・センの世界』晃洋書房。
- ・湯浅誠（2007）『貧困襲来』山吹書店。
- ・吉永純（2010）「生活保護制度の現状と課題」大阪弁護士会編『貧困を生まないセーフティーネット』明石書店。
- ・厚生労働省「生活保護制度」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsuhogo/index.html

- ・厚生労働省「生活保護法改正の概要」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/dl/tp131218-05.pdf
- ・厚生労働省「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp151218-01.html>
- ・厚生労働省「被保護者調査」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2017/dl/07-01.pdf>
- ・厚生労働省「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告書」
<http://www.hide-fujino.com/pdf/20120907report2011.pdf>
- ・厚生労働省「平成28年度生活保護制度の概要等について」
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/kijun23_05.pdf
- ・厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/03.pdf>
- ・厚生労働省社会・援護局保護課「生活保護制度の概要等について」。
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000025830.pdf
- ・国立社会保障・人口問題研究所「世帯類型別被保護世帯数及び世帯保護率の年次推移」
<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>
- ・国立社会保障・人口問題研究所「被保護実世帯数・保護率の年次推移」
<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>
- ・国立社会保障・人口問題研究所「扶助別保護費の年次推移」
<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp>
- ・総務省行政評価局「生活保護に関する実態調査結果報告書」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000305409.pdf